

一、大失望を興へ引いては思想の悪化を助長し、我が國産業の上に甚大なる損失を招来するものなりと確信する。仍て我等は、閣下の深甚なる御考慮を要請するものであります。

昭和八年二月二十五日

日本労働組合會議政治委員会

## 二、ソビエト國營漁場邦人不使用に抗議

昭和八年四月十九日、大阪市中ノ島中央公會堂に於て開催された組合會議第四回執行委員会に於て米窪書記長より、ソビエト・ロシア國營漁場は經營難其他の内部的事情により本年は邦人漁夫を使用せず、ために政治的乃至經濟的に社會問題化したが、最近邦人漁夫より日本労働總同盟、日本海員組合等に訴願し來れる事情を説明せるに對して、組合會議執行委員会は滿場一致本年も昨年同様これを使用せしむべきことを決議し、政治委員によつて、關係各省及び聯邦大使に提出し、趣旨實現を圖るべきことを申合せた。

右決議に従ひ、東京在住の松岡、皆川、山川、飯島(堀内代理)の四政治委員は直ちに農林省を訪問し、右決議を傳へて陳情した。

## 三、健保改正を要求す

昭和八年二月十六日松岡、渡邊、高山、河野、菊川代の四政治委員は組合會議第三回評議員會に於て採決せる健康保險法改正要求案を携へて社會局長官を訪問し、改正の必要及び改正調査委員會設置については、労働團體代表者を任命すべき事を陳情したり。

## 四、健保改正及シムラ會議労働代表者派遣につき陳情す

昭和八年八月三日午前十時日本労働會館に於て政治委員會を開催

渡邊晉壽、森栄一、山川宗彬、元廣昇、岩永榮二、大門亨、松岡駒吉の各政治委員及委員代理出席、シムラ會議に労働者代表を派遣すべき問題につき外務省を訪問せるも、大臣不在、次官來客中の爲め豫定を變更して直ちに社會局に向ふ長官病氣引籠り中なる故河西保険部長と會見、改正の要綱を確む。部長曰く、先般の新聞の發表は誤報にして改正の私案としては未だ決定的のものでない。現行法の改正の程度として豫算の増額を伴はず、従つて使用者及び労働者ともにその負擔額を増大せず、要するに社會局としては過去六年の經驗により給付の公平を計ると同時に、地方寄宿女工の給付を減ずる事によつて生ずる餘裕を以て被保險者の家族にまで給付を擴大せんとするもの、又は五名以上使用する場所にはこれを強制加入せしむる事(但し海員を除く)其他は強制せずして任意とし門戸を閉鎖せず。

小額俸給者保險法については豫算を伴ふこと勿論にして、これは新法を制定し來年度より施行したき希望なり。この程度は既に省議に於て決定せる由なり。

右に對し政治委員より組合會議としての從來の改正意見をくり返し開陳し、社會保險審査委員に労働組合會議代表者の参加を要求し考慮を約して會見をうち切る。

次に労働者失業救済施設問題につき富田社會部長不在につき同部長谷川課長と會見し、この問題につき社會局を大に難雜し使用者の反對を斥けて斷行を要請すると同時に、失業保險法の急務を力説し、これが制定をおくらす恐れが多分にある解雇手當法制定に就き深甚の考慮を求めた。これに對し長谷川課長は何等の成案なき事を説明したるにより、成案出來次第組合會議